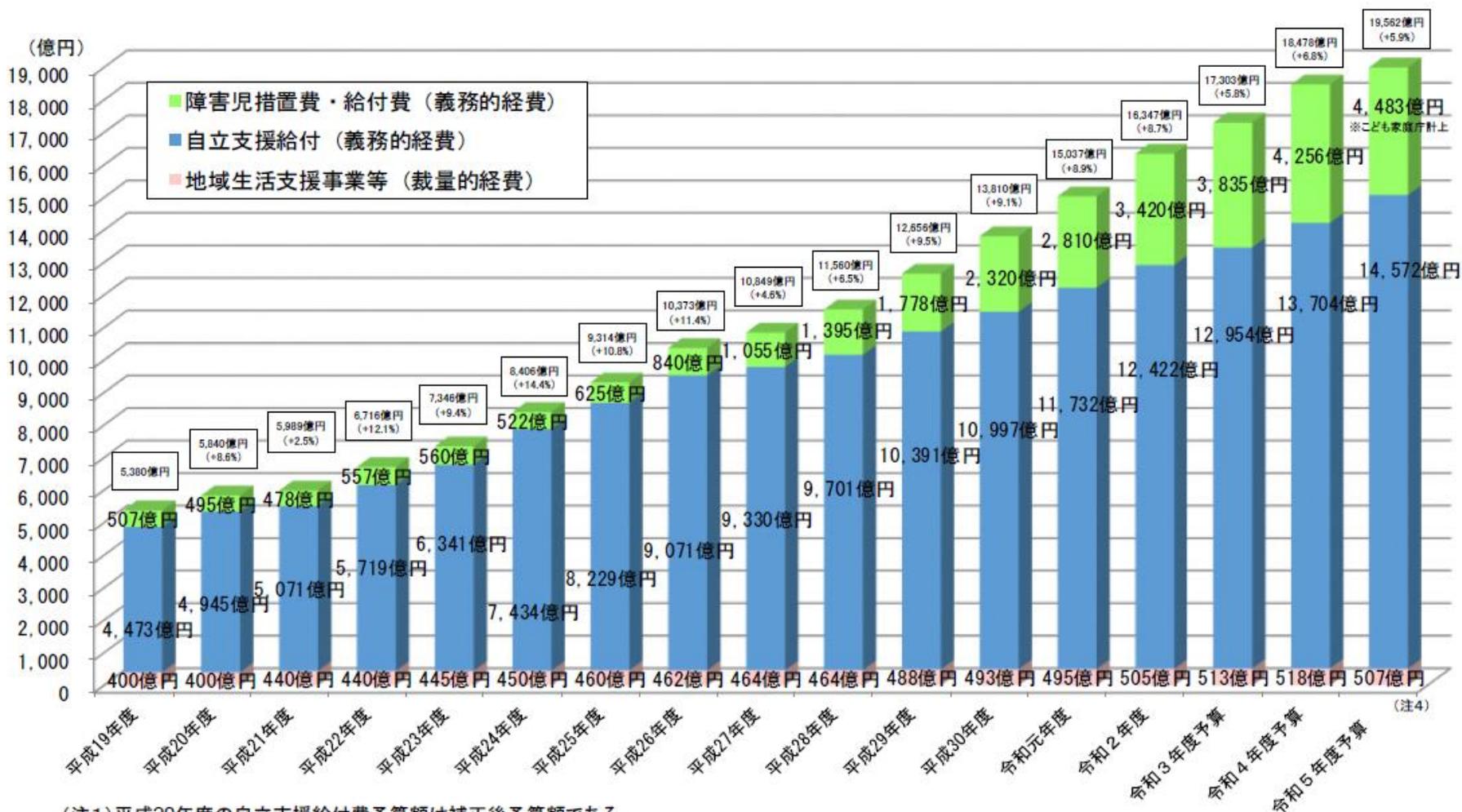


# 障がい福祉サービス等報酬の 地域区分引き上げ

4月から長岡京市の地域区分が  
6級地から5級地へ変わる予定です

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は15年間で3倍以上に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

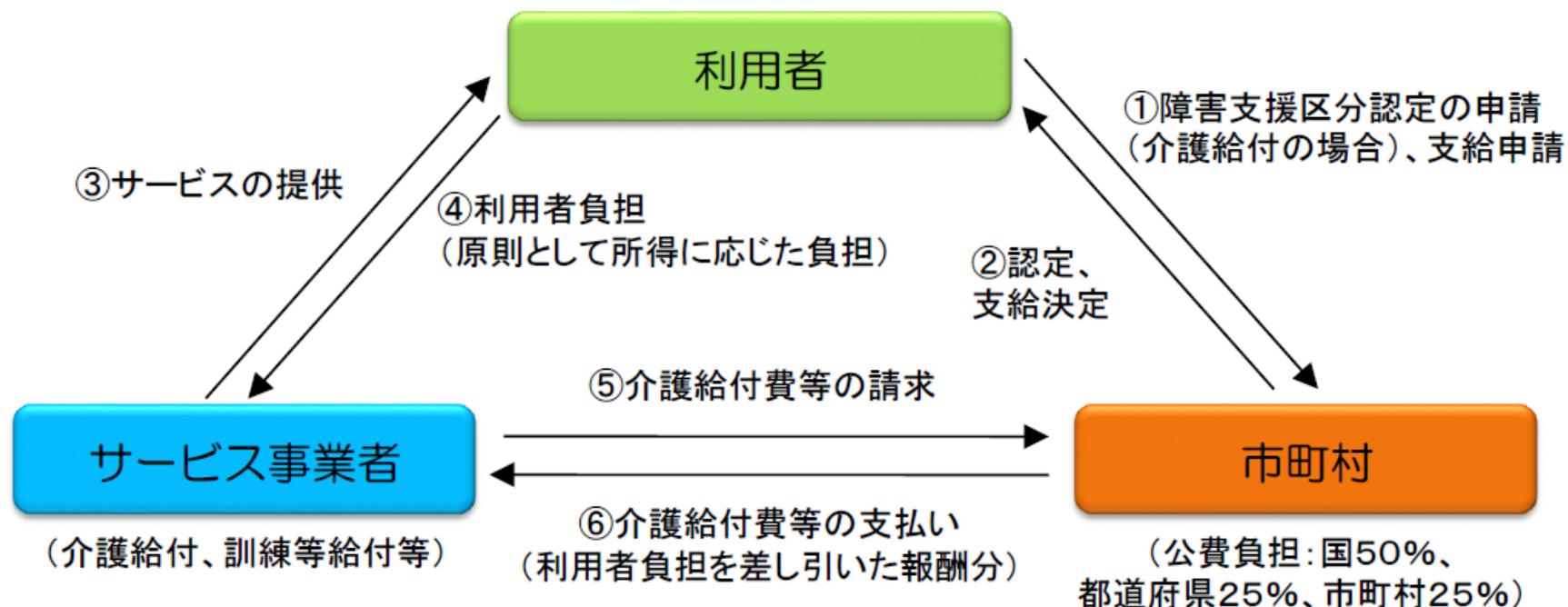
(注4) 令和5年度予算の地域生活支援事業等の予算案については、こども家庭庁移管分を除く。

※ 令和4年度のこども家庭庁移管分を除いた地域生活支援事業等の予算は506億円。 出典：厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料、以下同じ

## 障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

### 【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



# 障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。(障害者総合支援法第29条第3項等)
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担) =

① サービスごとに算定した単位数 × ② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉サービス報酬の算定】(生活介護の例)

サービスごとに算定した単位数		サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価				
基本報酬 定員20人以下	区分6	1,288単位	級地	単価	(参考) 地域例	
	区分5	964単位	1級地	11.22円	東京都 特別区	
	区分2以下	546単位	2級地	10.98円	大阪府 大阪市	
+		等	3級地	10.92円	千葉県 成田市	
加算・減算	定員超過減算		基本報酬 × 70/100	4級地	10.73円	兵庫県 神戸市
	人員配置体制加算		+ 33~265単位	5級地	10.61円	茨城県 水戸市
	常勤看護職員等配置加算	+ 6~84単位	6級地	10.37円	宮城県 仙台市	
×		等	7級地	10.18円	北海道 札幌市	
			その他	10.00円	-	

※ 障害福祉サービス等の単価は、10円~11.60円  
※ 生活介護の単価は、10円~11.22円

⇒本市は  
現在6級地

事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担)

例) ①基本報酬 1,288単位 × ②10.37円(6級地単価) = 13,356円/日、これに加算・減算が加わる

# 地域区分の概要

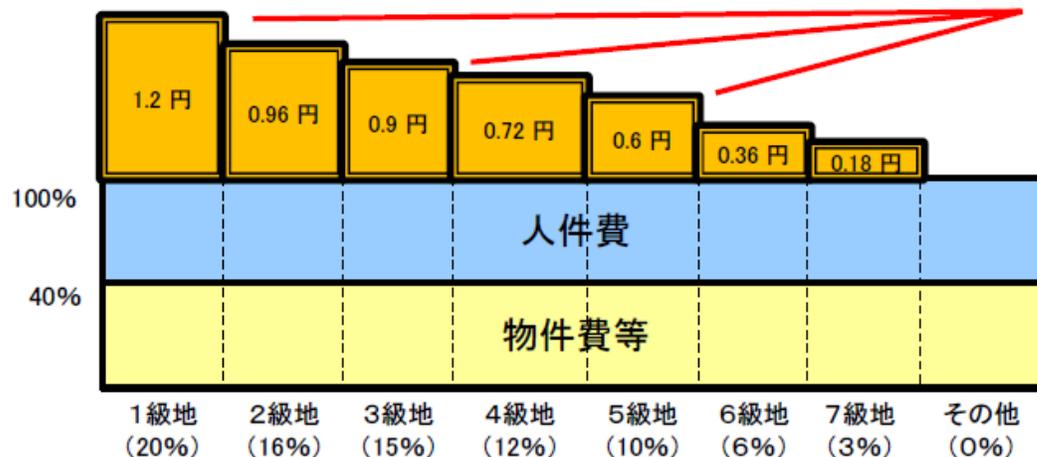
## 1. 基本的考え方

- 障害福祉サービス等報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増している。
- 当該地域は、国家公務員の地域手当の区分を基本とするとともに、国家公務員の地域手当の設定がない地域については、隣接する地域の実情を踏まえ、平成29年度以前までは障害福祉サービス等で独自に地域手当を設定していたが、平成30年度以降は、介護保険サービスと同様の地域区分を設定している。 ※ 一部地域においては、経過措置あり。

## 2. 障害福祉サービスの費用(報酬)単価の割増し

- 報酬単価は1単位10円を基本として、地域別の上乗せ割合に人件費割合を乗じて割り増しされる。
- 地域区分の上乗せ割合は、障害者サービス、障害児サービスともに以下の8区分  
1級地(20%)、2級地(16%)、3級地(15%)、4級地(12%)、5級地(10%)、6級地(6%)、7級地(3%)、その他(0%)

【人件費割合が60%のサービスのイメージ】



人件費の地域差を反映

例: 特別区の場合  
1単位の単価 =  $10円 + (10円 \times \text{地域別上乗せ割合} \times \text{サービス別人件費割合})$   
 $= 10円 + (10円 \times 20\% \times 60\%) \rightarrow 11.20円$

# 現行の地域区分の適用地域 (京都府下)

5 級地：京都市

6 級地：長岡京市、向日市、宇治市、亀岡市、八幡市、  
京田辺市、木津川市、精華町

7 級地：大山崎町、城陽市、久御山町、井手町

その他：上記以外

# 洛西



## 介護報酬単価 上乗せ10%

### 長岡京市24年度から 人材確保で検討

長岡京市は介護保険サービスの人材確保に向け、介護分野の人員費の地域差を調整する地域区分の引き上げを検討している。

現在の区分では、報酬単価の上乗せ割合は6%だが、2024年度から京都市と同じ水準の10%とする方針。

地域区分は、各地の公務員の地域手当に準じて国が設定し、介護報酬に反映される。長岡京市は本来、京都市と同じ区分の5級地で10%上乗せできる地域となっている。「介護保険料や利用者負担の増額につながる」として、長岡京市は特例の経過措置によって6%上乗せする6級地を維持している。

市は介護現場の離職防止や就労支援などの人材確保に力を入れていくが、団塊世代が後期高齢者となる「2025年問題」が迫る。サービスの需要がより一層高まるとみて、地域区分の引き上げにカジを切った。

市高齢介護課は「きめ細かなサービス提供には、地域福祉に詳しいケアマネを中心とした介護人材を市内で確保することが急務」としている。

市が示した変更した場合の一例では、ケアマネジャー(ケアマネ)が要介護1のケアプランを作成する報酬単価は、1件あたり302円増える。市内のケアマネは平均30件以上担当しているといい、1カ月に39件作成した場合、年間約14万円増となる。

開会中の6月定例会

議会で、中小路健吾市長が引き上げ方針について説明した。

市が本年度策定する第9期介護保険事業計画(24、26年度)に地域区分変更を盛り込み、来年度から実施する方針。

(菅田恭彦)

介護支援専門員等の処遇改善に関する説明会（R6.1）資料より抜粋

## 介護報酬の地域区分の引き上げ（経過措置不適用） にかかるとの市の考え

- 地域区分の引き上げにより市内介護事業所への報酬単価を上げることで、市内事業所の運営・人材確保への支援をしたい
- 特に、**居宅介護支援事業所の人材不足へ対応**したい

### 《背景》

隣接の京都市が5級地で、同じ業務でも介護報酬が高くなり、人材の流出や市内での事業所開設を敬遠している可能性がある

**介護支援専門員等の離職防止や増員に向けて  
全市を挙げて取り組んでいくために、ご理解・ご協力をぜひお願いいたします！**

## 地域区分と1単位あたりの単価（障害者サービス）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

# 地域区分と1単位あたりの単価（障害児サービス）

			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
			20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	居宅訪問型児童発達支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
		盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
	当該施設が単独施設の場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
	併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円								
肢体不自由児の場合		10円										
重症心身障害児の場合		10円										
障害児相談支援			11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

# 障害福祉サービス等報酬の改定率の経緯

概ね3年に一度、  
報酬改定あり

令和6年度  
改定率は+1.12%

改定時期は4月

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○良質な人材の確保</li> <li>○事業者の経営基盤の安定</li> <li>○サービスの質の向上</li> <li>○地域生活基盤の充実</li> <li>○中山間地域等への配慮</li> <li>○新体系への移行促進</li> </ul>	+ 5.1%
平成24年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・介護職員の処遇改善の確保</li> <li>○物価の動向等の反映</li> <li>○障害児・者の地域移行・地域生活の支援</li> <li>○経営実態等を踏まえた効率化・重点化</li> </ul>	+ 2.0%
平成26年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税率の引上げ(8%)への対応</li> </ul>	+ 0.69%
平成27年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・介護職員の処遇改善</li> <li>○障害児・者の地域移行・地域生活の支援</li> <li>○サービスの適正な実施等</li> </ul>	± 0%
平成29年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉人材の処遇改善</li> </ul>	+ 1.09%
平成30年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援</li> <li>○医療的ケア児への対応等</li> <li>○精神障害者の地域移行の推進</li> <li>○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進</li> <li>○障害福祉サービスの持続可能性の確保</li> </ul>	+ 0.47%
令和元年10月改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税率の引上げ(10%)への対応</li> <li>○障害福祉人材の処遇改善</li> </ul>	+ 2.00% ( 処遇改善: 1.56% 消費税 : 0.44% )
令和3年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援</li> <li>○効果的な就労支援</li> <li>○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進</li> <li>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</li> <li>○感染症等への対応力の強化</li> <li>○持続可能性の確保</li> </ul>	+ 0.56% ( ※うち、コロナ対応に係る 特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間) )
令和4年10月改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉人材の処遇改善</li> </ul>	—

# 報酬への影響例

(居宅介護の例)

30分以上1時間未満

- ・ 現行：基本報酬 402単位 × 10.36円 (6級地単価) = 4,164円
- ・ R6～：基本報酬 404単位 × 10.60円 (5級地単価) = 4,282円

(放課後等デイサービスの例)

定員10人以下

- ・ 現行：基本報酬 604単位 × 10.36円 (6級地単価) = 6,257円
- ・ R6～：基本報酬 609単位 × 10.60円 (5級地単価) = 6,455円

※ 1時間30分超3時間以下

# 障がい福祉分野も、介護分野と同じく 人材不足が課題

今回、介護報酬の地域区分引き上げに伴い、  
障がい福祉サービス・障がい児通所サービスの  
地域区分も引き上げる予定で、予算も増額しています

地域区分引き上げに伴う増収は、  
人材確保や事業運営の安定化に  
活用していただくようお願いいたします

# 令和6年度障がい福祉サービス等 報酬改定の情報

厚生労働省サイトにて公表中（2月6日時点）

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
- 令和6年度障害福祉サービス報酬算定構造

を確認してください